

公立小松大学教授会規則

平成30年4月1日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立小松大学学則(平成30年規則第1号)(以下「学則」という。)

第7条第4項の規定に基づき、各学部の教授会に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

2 教授会は、前項各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める次に掲げるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べることができる。

(1) 学部の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する事項

(2) 教育課程の編成に関する事項

(3) 学生の表彰及び賞罰に関する事項

(4) 学生の更生補導に関する事項

(5) 学部長候補者の推薦に関する事項

(6) 教員の人事及び選考に関する事項

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長(以下「学長等」という。)が意見を求める教育及び研究に関する事項について審議する。

(議長)

第3条 教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。

2 学部長に事故があるときは、学部長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(招集)

第4条 教授会は議長が招集する。

2 教授会は、原則として月1回開催する。ただし、議長が必要と認めるときは、臨時の教授会を招集することができる。

3 議長は、構成員の3分の1以上の者から要求があったときは、教授会を招集しなければならない。

(定足数)

第5条 教授会は、構成員(海外渡航者及び休職者を除く。)の過半数が出席しなければ開くことができない。

(議決)

第6条 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。ただし、教授会が特に必要と認めた事項に関しては、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(委員会)

第7条 教授会の下に、専門的事項を審議するため、委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(構成員以外の者の出席)

第8条 議長は、必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(議事録)

第9条 教授会は、会議の議事について議事録を作成し、保管するものとする。

(事務)

第10条 教授会の事務は、事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。